



新傾向問題について

通関実務全体として、「**現場で判断する力**」を試される問題が増加している。とりわけ、**特惠関税及び経済連携協定**の分野においてその傾向がみられる。**貨物分類**の分野にもこの傾向が見られるが、直近2年間は**知識の有無**を問う問題となっている。

具体的には

- ’17年→第5問, 第15問, 第16問
- ’18年→第15問 (難問), 第16問
- ’19年→第6問, 第7問, 第15問
- ’20年→第7問, 第17問
- ’21年→第7問, 第17問

等である。輸出入申告書（特に**輸入**）においても同様の傾向がみられる。対策としては、次のことが重要である。

- ① **実践的に演習**を行う
- ② **基本知識**をきちんと身につける

①については、まずは**本試験問題そのもの**をしっかりと解いて十分に**納得**することと、答練等で同様の問題にできるだけ触れることが大切である。

②については意外に思われるかもしれない。確かに、細かい知識を無理に暗記する必要性は低くなったが、基本知識はやはり必要であり、**知識があったほうが有利**であることを忘れてはいけない。

二. 関税率表の適用上の所属区分に係る事前教示（照会）

(1) 基本の理解

- ① 文書……………輸入申告の際、**尊重される**※
再検討の申出**可**
↑あり
インターネット……「切替え」
↓なし
口頭……………輸入申告の際、**尊重されない**
再検討の申出**不可**
- ※ 内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものを除く。
- ② **架空の貨物**については、教示を求めること（照会）が**できない**。
- ③ 関税率表の適用上の所属区分につき**紛争が生じている貨物**については、照会**できない**（例：不服申立て中、訴訟中）。
- ④ 輸入申告中、輸入申告後の貨物については、照会**できない**。
- ⑤ 事前教示に関する照会書の提出に併せて、見本（サンプル）又はこれに代わる写真、図面その他参考となるべき資料を税関に提出する。**必ずしも見本を提出しなければならない訳ではない**。
- ⑥ 文書による教示の求めの受付官署は、原則として税関の**本関**。**遠隔の地**にある者等の場合、**例外**が認められる。

(2) 照会できる者

→輸入しようとする貨物の輸入者、**輸出者**、当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人

(3) 審査上尊重されない回答書

- ① 交付又は送達の日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から**3年を経過**した回答書
- ② 法令等の**改正**により参考とならなくなった回答書
→輸入（納税）申告書の審査上、**尊重しない**
審査を終了した後、**返付**させる（「廃棄」ではない）

(4) 再検討を希望するものとして意見を申し出る場合

- 回答の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して **2 月以内**に、**意見の申出書**を、当該回答を行った税関に提出
- 申出書の「理由」の欄にできる限り具体的な**理由**を記載
- ☆ やむを得ない理由があると認められる場合には、**適宜の様式による文書**を提出することができる

(5) 公開

(原則)

回答後**公開**（税関ホームページ等を利用）

(例外)

公開によって照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合等で、照会者から **180 日を超えない期間内**につき公開しないことを求める**申出**があったものについては、当該申出に係る**期間後**に公開（**非公開期間は 180 日以内**）

ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める**不開示情報**に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を**伏せて公開**する。

(6) 切換え

- ① インターネットによる教示の求めを文書による教示の求めに準じた取扱いに**切り替え**た場合には、当該教示に係る回答書は、文書により行われた教示と同様に、輸入申告の際、**尊重される**取扱いとなる。
- ② **見本の提出を要する**場合には、切替えを行うことが**できない**。
- ③ 切り替える手続については、電子メール本文に必要事項を記入して税関に送信するのではなく、「インターネットによる事前教示に関する**照会書**」に**必要事項**を記載し、これらを**画像情報**とした電子メールを、税関に送信することにより行う（→**実際に書面を作成**する必要があるということ）。

第6問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属に係る教示を求める照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 事前照会を行う者の利害関係者が、照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分に係る不服申立て中であっても、輸入を継続する予定がある場合には、照会を行うことができる。
- 2 事前照会は、原則として、インターネットによる電子メールを利用して行うことはできない。
- 3 事前照会についての文書による回答に対して、照会者が再検討を希望する場合には、当該照会者が、回答の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に意見の申出を行うことができる。
- 4 事前照会について、照会に係る貨物の内容及び回答の内容は、原則として公開することとされているが、一定の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとされている。
- 5 事前照会についての文書による回答のうち、その交付又は送達の日（再交付し、又は再送達したものにあつては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したものは、輸入申告書の審査上、尊重されない。

第5問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属の教示に係る照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 架空の貨物については、事前照会の対象とされていない。
- 2 輸出予定の貨物については、事前照会の対象とされていない。
- 3 輸入申告中の貨物については、事前照会の対象とされている。
- 4 文書により行われた回答について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者は、当該回答の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して3月以内に、「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」を、当該回答を行った税関に提出しなければならない。
- 5 事前照会に係る貨物の内容及び回答の内容については、その内容が行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当する場合には、その回答書の交付又は送達のあった日の翌日から起算して180日を経過した日後に公開することとされている。